

3福生第1098号
令和3年12月2日
(2021年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤圭二

個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

生活保護システムの機能拡張及び訪問支援システムを搭載したタブレット端末の導入に係る個人情報の保護について

生活保護システムの機能拡張及び訪問支援システムを搭載したタブレット端末の導入について

1 訪問する項目 (訪問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条)
2 対象業務	生活保護システムの機能拡張及び訪問支援システムを搭載したタブレット端末の導入業務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>現行の生活保護業務においては、生活保護受給者（以下「受給者」という。）の情報については、生活保護システムで管理していますが、ケースワーカーが受給者宅を訪問し、生活実態調査を行う際は、その情報をノート等にメモして持ち出すことは紛失等の漏えいリスクを避けるため、行っていません。そのため、家庭訪問の際に必要な情報は、ケースワーカー自身の記憶に頼ることとなります。</p> <p>しかし、常にそうした取組みで対応できているわけではなく、帰庁後に聴取漏れがあったことに気付き、受給者と電話でのやり取りが必要となることもあります。</p> <p>そこで、訪問支援システムを搭載したタブレット端末を導入するとともに、生活保護システムの機能拡張を行い、訪問支援システムと連携させることで、セキュリティ対策を施した受給者情報の持ち出しを可能とするものです。</p> <p>2 効果</p> <p>（1）十分なセキュリティ対策を施すことにより、受給者情報の持ち出し時の安全性の向上に寄与します。</p> <p>（2）家庭訪問時に、訪問支援システムに取り込んだ受給者情報を参照することにより、受給者に対してより適切かつ正確な支援・指導を行うことが可能になります。</p> <p>（3）訪問支援システムのカメラ機能により、家庭訪問時に、収入申告に必要な給料明細や年金通知はがき等の挙証資料などを、その場で撮影し、画像データとして取得することが可能となります。（取得したデータは、帰庁</p>

後、生活保護システムに格納します。)

3 個人情報の取扱い

(1) 生活保護システム⇒訪問支援システム

本市ケースワーカーが受給者の生活実態調査を行う際、生活保護システムに格納された、訪問予定の受給者情報を訪問支援システムに取り込んだうえで家庭訪問を行います。面接時に訪問支援システムの情報を参照しつつ、受給者に対して適切かつ正確な支援・指導を行います。

(2) 訪問支援システム⇒生活保護システム

家庭訪問した受給者宅にて、新たに訪問支援システムに取り込んだデータ（受給者から取得した挙証資料の画像データや直接入力した記録データなど）は、帰庁して、そのデータを生活保護システムに取り込みます。

4 情報セキュリティ対策

(1) 生活保護システムは、従来と変わらず、インターネットには接続しない独立したネットワーク環境で運用します。

(2) タブレット端末を持ち出す際と返却する際は、管理簿に必要事項（借用者、持ち出し時間、返却時間）を記入します。

(3) 生活保護システムと訪問支援システムの連携について

ア 事前に登録されたタブレット端末のみが、有線接続により生活保護システムにアクセスでき、訪問支援システムへの情報取り込みが可能となります。（タブレット端末から無線接続により生活保護システムにアクセスすることはできません。）

イ 生活保護システム側において、「誰が、いつ、受給者の」情報を持ち出したかを一元で確認することが可能です。

(4) 生活福祉室長が1か月に1回、貸出簿に記入された情報と、生活保護システムのログ情報を突合させて

	<p>不要な情報が持ち出されていないか確認します。</p> <p>(5) 訪問支援システム 別紙2「セキュリティ」参照</p>
4 個人情報の内容	<p>1 生活保護システムで新たに取り扱う個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援システムにより入力した受給者に関する記録データ ・訪問支援システムにより取得した受給者の挙証資料等の画像データ <p>2 訪問支援システムで持ち出す可能性がある受給者情報</p> <p>あらかじめ指定した被保護世帯の下記の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯情報（氏名、生年月日、住所、電話番号） ・扶養義務者（氏名、生年月日、続柄） ・ケース記録（直近10件分） ・援助方針 ・直近の収入認定の内容 ・加算の認定状況 ・医療扶助（有効期間内分） ・介護扶助（有効期間内分） ・他法他施策の適用状況
5 審議に諮る理由	生活保護システムの機能拡張により、新たに取り扱う個人情報が発生するとともに、同システムと連携可能な訪問支援システム（タブレット端末）を新たに導入することが、吹田市個人情報保護条例第12条に該当し、審議会の意見を聴かなければならないため。
6 今後の予定	令和4年7月1日 稼働予定
7 担当室課	福祉部生活福祉室